

### 第 1 3 号 議 案

足立区庁舎ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区庁舎ホール条例の一部を改正する条例

足立区庁舎ホール条例（平成 7 年足立区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分	使用区分			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時 ~ 午後 零時 3 0 分	午後 1 時 ~ 午後 5 時	午後 5 時 3 0 分 ~ 午 後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 9 時 3 0 分
平日	1 万 8 , 2 0 0 円	2 万 6 , 4 0 0 円	3 万 1 , 9 0 0 円	6 万 9 , 2 0 0 円
土曜 日曜 休日	2 万 5 , 5 0 0 円	3 万 7 , 3 0 0 円	4 万 4 , 6 0 0 円	9 万 6 , 4 0 0 円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 3 2 以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

庁舎ホールの施設の使用料の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。